

平成24年6月29日

広島市議会議長  
木 島 丘 様

提出者  
広島市議会議員

八 条 範 彦 若 林 新 三  
村 上 厚 子 今 田 良 治  
関 藤 雄 姿

飲酒運転撲滅のための条例制定を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

広島県知事  
広島県警察本部長 } あて

広島市議会議長名

飲酒運転撲滅のための条例制定を求める意見書案

全国各地で飲酒運転による悲惨な死亡事故が相次ぎ、大きな社会問題となっています。

平成19年の道路交通法の改正による飲酒運転の厳罰化、また平成21年には悪質・危険運転者に対する行政処分が強化され、飲酒運転事故の発生件数は減少傾向にありますが、本市でも昨年5月に当時16歳の男子高校生が犠牲になるなど、依然として飲酒運転による交通事故は後を絶ちません。

取り返しの付かない悲劇を引き起こし、平和な家庭と暮らしを崩壊させる飲酒運転を撲滅することは、市民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らすことができる社会を実現する上で必要不可欠です。

飲酒運転を撲滅するためには、罰則や取締り等の強化だけではその効果に限界があり、運転者や同乗者あるいは飲酒に居合わせた者が飲酒運転の違法性、危険性及び責任の重大性を認識するのはもちろんのこと、家庭や職場、地域、そして酒類を提供する事業者、駐車場関係者等も含めて、社会全体として「飲酒運転は絶対にしない、させない」という機運を高め、定着させる必要があります。

本市においても、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発活動を積極的に推進しておりますが、飲酒運転の撲滅に向けては、広島県が主体となって、諸施策を総合的かつ効果的に推進する必要があるものと考えます。

よって、広島県におかれましては、飲酒運転撲滅のための条例を制定されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。